

総 則 編

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第 1 節 計画の目的、位置づけ

第 1 計画の目的

「鎌倉市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものです。

第 2 他の計画等との関係

1 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画等他の防災関係計画との整合を図るものとしてします。

2 市の総合計画等との関係

- (1) この計画に係る施策、事業等については、「第 3 次鎌倉市総合計画」、「鎌倉市国土強靱化地域計画」との整合を図り、推進します。
- (2) その他、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図ります。

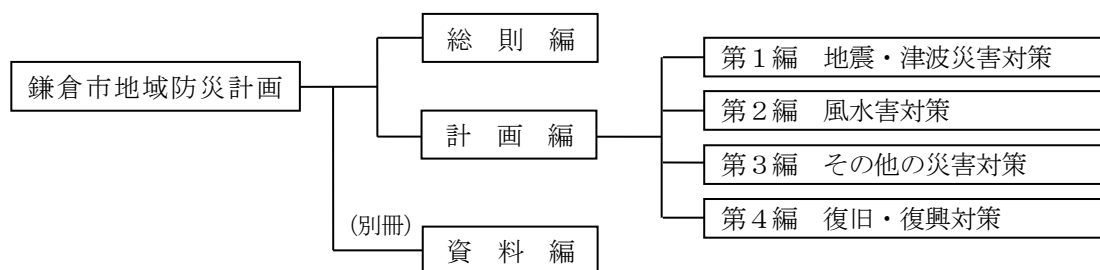
3 市の各部局及び関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動にあたって必要と認められる事項については、災害対策本部の各部局、関係機関等において別に定めます。

第 3 計画の構成及び内容

この計画は、総則編と計画編から構成し、更に計画編は、「第 1 編 地震・津波災害対策」、「第 2 編 風水害対策」、「第 3 編 その他の災害対策」、「第 4 編 復旧・復興対策」の 4 編により構成します。

また、別冊で資料編を作成します。



総 則 編
第 1 編 地震・津波災害対策
第 2 編 風水害対策
第 3 編 その他の災害対策
第 4 編 復旧・復興対策

表 計画の構成と内容

構 成		内 容
総 則 編		本計画の目的、位置づけ、本市の自然的、社会的条件、計画の前提条件、計画の推進主体とその役割等について記載
計画編	第 1 編 地震・津波災害対策※	地震・津波に対する予防計画及び応急対策計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、東海地震に関する事前対策計画について記載
	第 2 編 風水害対策	風水害、土砂災害等に関する予防計画及び応急対策計画について記載
	第 3 編 その他の災害対策	火山災害、雪害及び放射性物質災害に関する予防計画及び応急対策計画について記載
	第 4 編 復旧・復興対策	災害の復旧・復興に関する計画について記載
資 料 編		各編に係る資料・様式等

※首都直下地震対策特別措置法第 21 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が「第 1 編 地震・津波災害対策」に含まれるため、「第 1 編 地震・津波災害対策」は、この計画を兼ねるものとします。

計 画 編	総 則 編
	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
	第 4 編 復旧・復興対策

第2節 市の自然的、社会的条件

第1 自然的条件

1 位置

鎌倉市は、神奈川県南東部の南東部、東京から南西へ約50kmに位置し、北は横浜市に、西は藤沢市に、東は逗子市に接し、南は相模湾に面しています。市役所本庁舎の位置は、東経139° 32' 49" 北緯35° 19' 09" で、面積は、39.66平方キロメートルです。

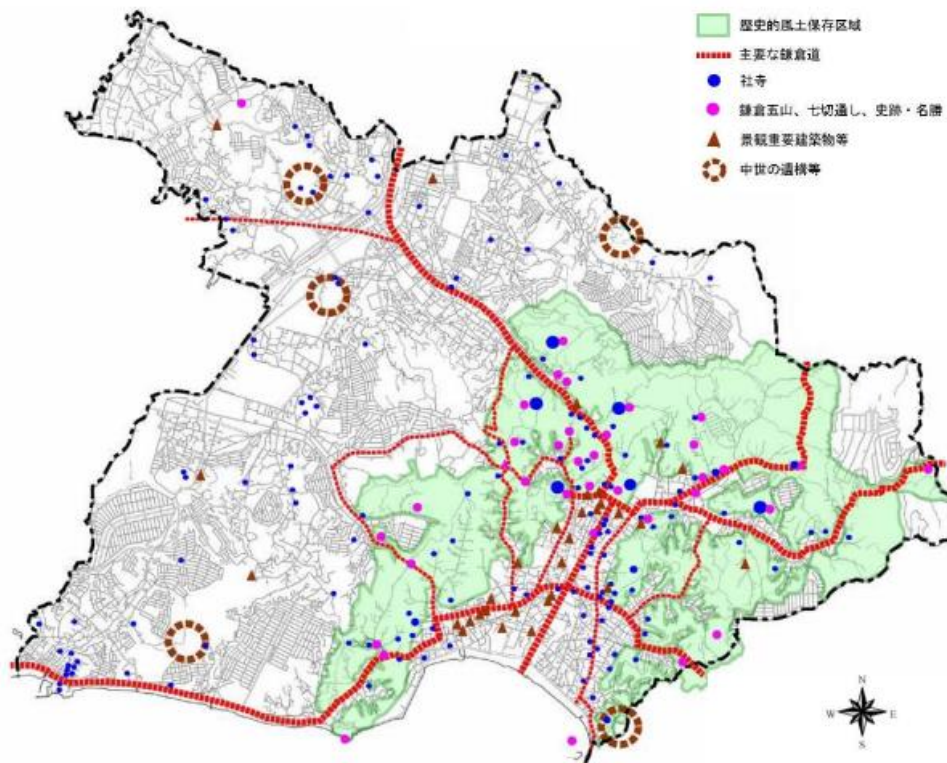
2 沿革

かつては鎌倉幕府が置かれ、京都と並ぶ、政治、経済、文化の中心として栄えました。

江戸時代中期頃からは、観光地としての様相を呈し、明治時代になると、観光地のほか保養地や別荘地としても発展しました。

昭和14年（1939年）11月3日に当時の鎌倉町と腰越町が合併し、鎌倉市が誕生しました。その後、昭和23年（1948年）1月1日に深沢村、同年6月1日に大船町を編入して、現在の鎌倉市となりました。

図 主な歴史文化資源の分布



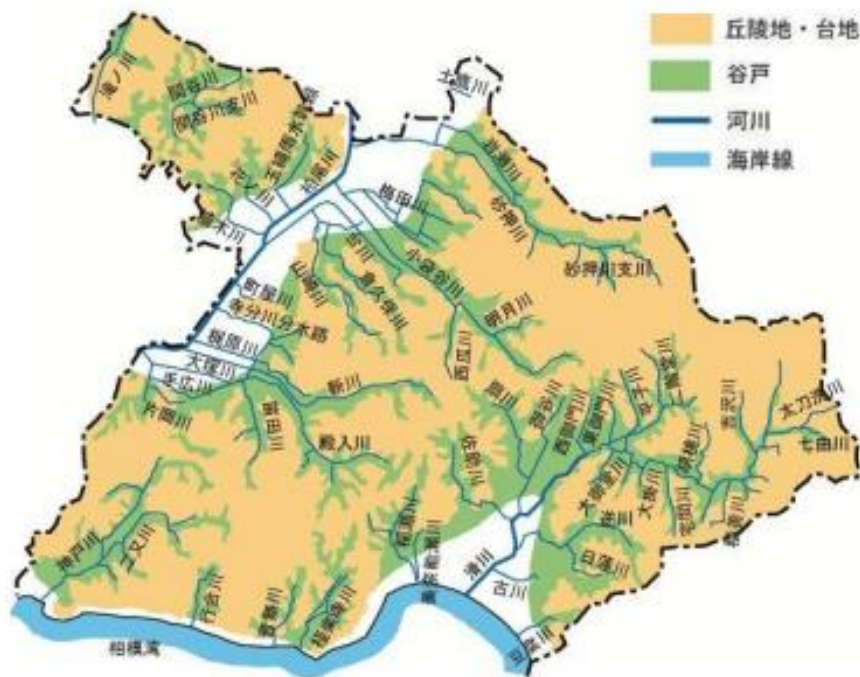
資料：鎌倉市緑の基本計画（平成23年（2011年）9月）

3 地形条件

市の地形は、滑川、柏尾川沿いの沖積地、市内の大部分を占める丘陵地、関谷方面に広がる洪積台地で構成される、起伏に富んだ地形を持っています。また、滑川、柏尾川、砂押川等の中小河川は、丘陵地・台地とあいまって、大小様々な谷戸地形を形づくっています。

南の相模湾沿いには、東から材木座海岸、由比ガ浜、七里ガ浜といった海浜が形成されていますが、材木座海岸、由比ガ浜は沖積低地に連なっているのに対して、七里ガ浜においては、行合川付近のみが沖積低地で、海拔15m以上の高台が背後に広がっています。

図 鎌倉市の地形・水系



資料：鎌倉市緑の基本計画（平成23年（2011年）9月）

4 気象条件

神奈川県は気候が温暖で、平地や山地等様々な環境があるために、生物多様性や個体数が豊富だといわれています。鎌倉の気候はその中でも、南に面する海からの影響が大きく、内陸に比べて夏は涼しく冬は暖かい、県下でも気候に恵まれた地域となっています。

表 鎌倉市の気象状況

年	気温 (°C)			降水量 総量 (mm)	湿度 年平均 (%)
	年平均	日最高	日最低		
平成30年	16.9	34.9	-3.7	1,177.5	75.8
令和元年	16.6	34.3	-0.6	1,566.0	72.7
令和2年	16.9	35.1	0.0	1,451.0	71.3

資料：鎌倉の統計

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、宅地開発により昭和35年（1960年）頃から昭和50年（1975年）頃にかけて急激に人口が増加しましたが、昭和60年（1985年）頃の約17万6千人をピークに微減傾向に移行しました。その後、平成12年（2000年）以降に微増に転じた後、平成24年頃（2012年）から再び微減傾向で推移し、令和2年（2020年）の国勢調査では172,710人となっています。

また、早くから宅地化されたため高齢化が進んでおり、令和2年（2020年）の国勢調査では65歳以上の高齢者人口が31.1%と高く、全国平均の28.6%や県平均の25.6%を超える高齢化率となっています。

2 産業

本市の産業構造を令和2年（2020年）国勢調査結果からみると、総就業人口75,824人のうち、商業・観光・サービス・飲食業等の第3次産業就業者が60,949人で82.9%を占め、サービス産業化が著しく進んでいます。

一方、農業や漁業等の第1次産業就業率は、0.7%と1%に達していませんが、限られた資源を有効活用し、鎌倉ブランドの農水産物を市民へ提供しています。

また、製造業を中心とする第2次産業人口は12,010人で16.3%となっており、近年、世界的な生産環境の変化が進む中で、製造業事業所数は減少傾向にあります。

3 土地利用

(1) 土地利用現況

平成28年（2016年）の都市計画基礎調査（神奈川県）によると、本市の土地利用現況は、住宅地を主として形成されています。

商業系土地利用は、各鉄道駅周辺や幹線道路沿道に、工業系土地利用は、大船駅より南側の柏尾川の両岸一帯、岩瀬、大船駅東側周辺等に形成されています。

また、谷戸の奥まで住宅が存在し、土砂災害の被害を受ける可能性が高まっています。

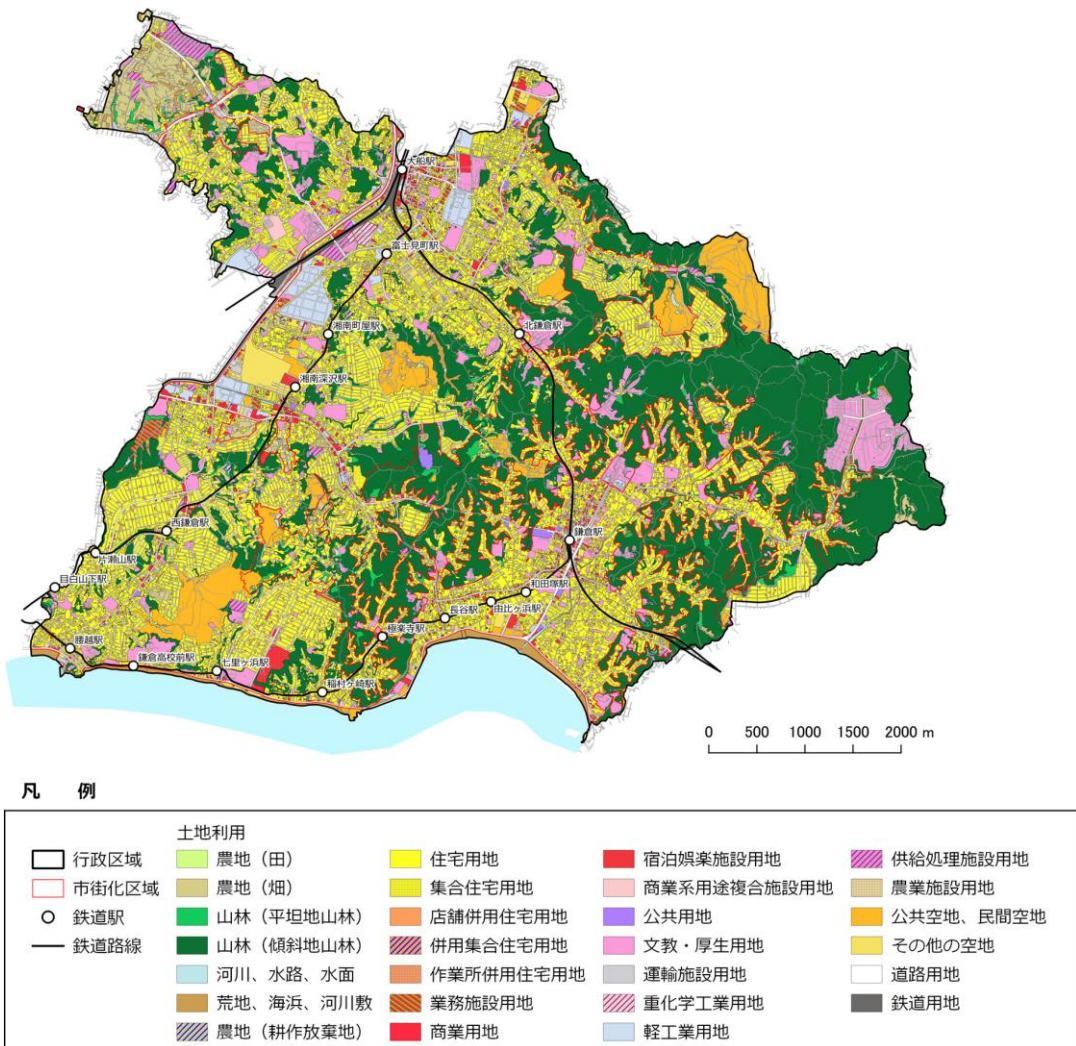
表 地目別土地面積

(各年1月1日現在)

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	非課税
平成31年	3,546	2	100	1,472	482	6	135	1,346
令和2年	3,546	2	100	1,473	476	6	132	1,357
令和3年	3,547	2	97	1,472	475	6	135	1,361

- (注) 1. 固定資産税の課税対象になったもので免税点未満も含む。資料：鎌倉の統計
2. 単位未満四捨五入のため、総面積と内訳の合計は一致しない場合がある。
3. 非課税には、所有者が主に国・県・市であるもの、又は課税地目が公衆用道路、学校用地、保安林、墓地、境内地等が含まれる。

図 土地利用現況



出典：都市計画基礎調査（神奈川県、平成28年（2016年））

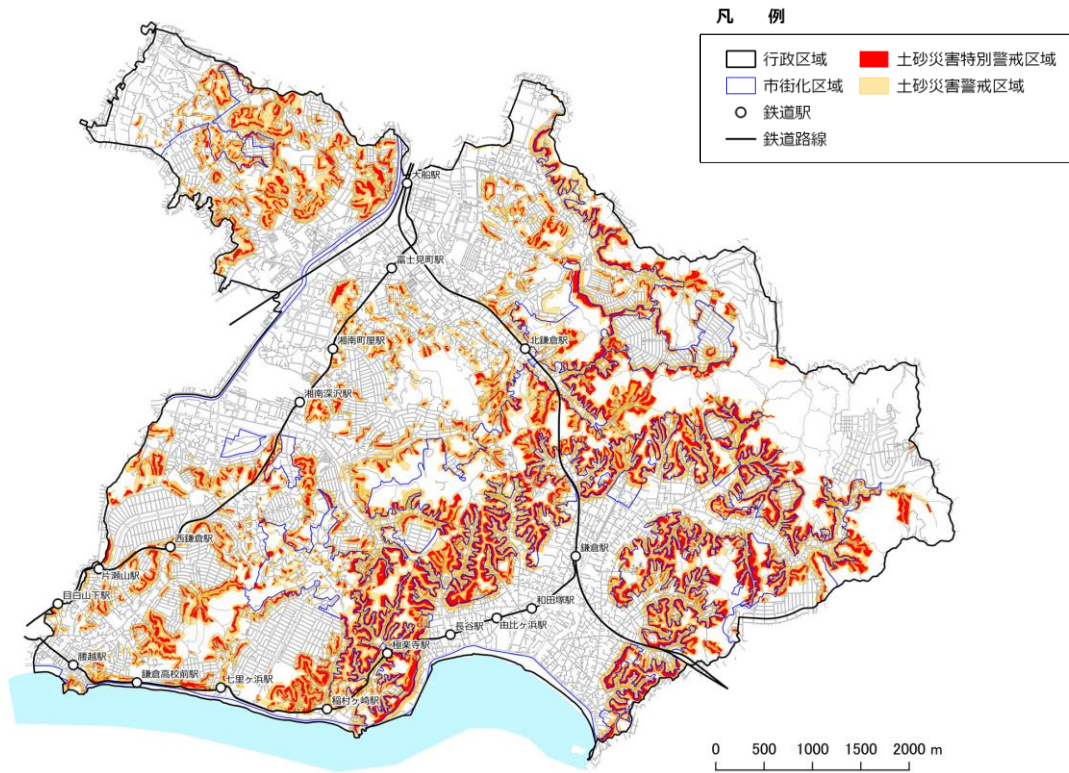
(2) 法的規制の表現について

本市は、市域全域（約3,953ha）が都市計画区域であり、うち市街化区域が約2,569ha（約65.0%）を占めていますが、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域に約989haが指定され、そのうち枢要な地区については歴史的風土特別保存地区として約573.6haが指定されています。また、横浜市との市境には近郊緑地保全区域が約294haが指定されており、そのうち特に良好な自然環境を有する地区約131haが近郊緑地特別保存地区に指定されています。更に、都市緑地法に基づき11地区約49.4haが特別緑地保全地区に指定されるなど、緑地に対する保全策が図られています。

一方、市街地のある平地部を囲む丘陵部の広い範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、一部に急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。特に旧鎌倉地域平地部を囲む斜面には、集中して急傾斜地崩壊危険区域（96区域、約167ha）と保安林（約171ha）が分布しており、鎌倉地域につながる道路は、歴史的風土保存区域に指定されている山りょう部を抜けて進入することから、がけ崩れ等のぜい弱性が懸念されます。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計画編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域



資料：神奈川県土砂災害警戒情報システム（神奈川県、令和3年（2021年）6月）

4 交通

市には、四つの鉄道及び軌道路線（JR横須賀線、JR東海道線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール）があり、市民の通勤・通学や観光客等に利用されています。

また、道路網は、国道1路線、主要地方道3路線、一般県道9路線が整備されており、隣接地域・市内を結ぶ交通軸となっています。

5 都市特性とまちづくり

鎌倉市は、中世の都市に基盤を持つ歴史文化都市、観光都市、海浜レクリエーション都市、緑の環境に恵まれた郊外住宅都市等の多面的な特性を持つ都市であり、時代を通じて様々な有形・無形の文化が受け継がれている都市です。

また、豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を有しそれを継承する鎌倉地域、都市機能を強化し鎌倉の新たな魅力を創造していく大船、深沢地域等、3つの拠点を有し、材木座・由比ガ浜・七里ガ浜から腰越に連なる海浜レクリエーション地域、丘陵部の住宅開発地域といった地域に性格分けされます。

現在、市では「世界に誇れる持続可能なまち」、「誰もが生涯にわたって自分らしく安心して暮らすことができる共生社会」の実現をより一層力強く進めるため、データやテクノロジーを活用したスマートシティの推進に取り組んでいます。

図 目指すべき都市の骨格構造



資料：鎌倉市都市計画マスタープラン（平成27年（2015年）9月）

総 則 編	第1編	地震・津波災害対策
	第2編	風水害対策
	第3編	その他の災害対策
	第4編	復旧・復興対策
計 画 編		

第3節 計画の前提条件

第1 災害履歴

昭和40年（1965年）以降の主な風水害等による被害状況は次のとおりです。

表 鎌倉市の過去の風水害等履歴

年月日	原因	被害状況													その他		
		家屋被害					非住家被害				人的被害			がけ崩れ			
		床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	浸水	死者	重傷	軽傷				
昭和40年	5.26～27	台風6号	1	80												8	
	6.27	梅雨前線	76	793												27	
	8.21～22	台風17号	1	17												5	
	9.17	台風24号	44	887												36	
昭和41年	6.27～28	台風4号	1,763	1,442	10	6							1		13	139	
	9.24～25	台風26号		9		28								1	1		
昭和42年	6.16	梅雨前線														10	
昭和43年	7.6	梅雨前線	3	46													
	8.26～27	台風10号	2	1												6	
昭和44年	6.26	集中豪雨	7													4	
	8.23	台風9号				1											
昭和45年	6.30～7.1	集中豪雨	132	329												34	
昭和47年	7.15	台風6号		3												14	
	9.14～16	台風20号	3	32		1										52	
昭和48年	11.9～10	集中豪雨	1,439	1,577	2	7							1	1		158	
昭和49年	7.7～8	集中豪雨	439	678	1											91	
昭和50年	7.3～4	集中豪雨														12	
	8.23	台風6号					1	2		13							
	10.5	台風13号		2			1									2	
	10.7～8	集中豪雨		5		1	2									8	
	11.6～7	集中豪雨	2	19												6	
昭和51年	7.10～11	集中豪雨		2			2			2						21	
	8.28	低気圧		14													
	9.13～14	台風17号		4			2									2	
昭和52年	8.14～19	集中豪雨		1												3	
	8.26	台風7号			1	1							1			1	
	11.16～17	集中豪雨					1									4	
昭和54年	9.30	台風16号					1	1								2	
	10.6～7	台風18号			1	1		1								3	
	10.18～19	台風20号			2	15	299	33	14	13					1	57	
昭和55年	3.29	集中豪雨	325	502	2		8	3	1	6						78	
	4.13～14	集中豪雨		1			1									6	
昭和56年	4.20	集中豪雨					1			1						10	
	10.21～22	台風24号	392	276			1			1						15	
昭和57年	7.31～8.1	台風10号					41	9		10				1		30	
	9.10～12	台風18号	1,152	673	7	2	34	7	2	20			2	3	3	151	

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編
第3節 計画の前提条件

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

年月日	原因	被害状況												その他	
		家屋被害					非住家被害			人的被害			がけ崩れ		
		床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	浸水	死者	重傷			軽傷
昭和58年	8.15~17 台風5.6号					1			5					5	
	9.28 台風10号					2								4	
昭和60年	4.23 低気圧													14	
	6.19~20 梅雨前線		2											7	
	6.30~7.1 台風6号			1		118		4	24	3			1	69	
昭和61年	3.23 降雪					10	1					1	1	17	
	8.4 台風10号					1								9	
昭和63年	7.15~16 低気圧								1					11	
	8.11~12 低気圧		1		1	6	3							38	
平成元年	7.31~8.1 梅雨前線		3						1	3				22	
平成2年	8.9~10 台風11号				1	2	1	1	6					2	
	9.30~10.1 台風20号	167	539	3		17	3			1,002				103	
	11.30 台風28号					1								6	
平成3年	9.19~20 台風18号													22	道路障害1
	10.11~13 台風21号													16	
平成4年	1.31~2.1 降雪					3						7	3	9	負傷者のうち、重傷7、軽傷1は翌日の凍結によるもの
平成5年	8.27 台風11号		1						4					10	
	11.13~14 豪雨	2	16							146				7	道路冠水4、護岸崩壊1
平成6年	7.18 大雨	1	1											1	
平成13年	9.9~13 台風15号					3								8	道路冠水6
平成14年	7.11 台風6号						1							2	
	10.1 台風21号												1	3	
平成15年	5.31 台風4号		1							1				2	道路冠水12、護岸崩落1
	8.9 台風10号					1								1	道路障害2
	8.15 低気圧	1	1			1	1							25	護岸崩落1、道路冠水2
平成16年	10.9 台風22号	93	229	1	5	135	6	28	510	1				364	
	10.20 台風23号	10	3			19		2	7					17	
平成22年	12.3 強風				2	179		1	6						竜巻と推定
平成23年	9.21 台風15号				2	87		1	26				3	4	道路冠水3
平成24年	2.29 降雪												1		
	4.3 暴風					1							2		
	6.19 台風4号					2	2	4					1	4	
	9.30 台風17号					2							1		
平成25年	10.16 台風26号													1	
	10.2 大雨													1	
平成26年	2.8~9 大雪					2		2					12		転倒7
	2.15 大雪					1	3	8					3		転倒1
	10.6 台風18号	105	50											24	避難勧告発令（柏尾川、神戸川、滑川流域及び土砂災害警戒区域414区域）
平成27年	5.11 台風6号					2									

年月日	原因	被害状況														
		家屋被害					非住家被害				人的被害			かけ崩れ	その他	
		床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	浸水	死者	重傷	軽傷			
平成 28 年	8. 22	台風 9 号					1		1						1	
令和元年	9. 6	台風 15 号			2	15									101	倒木 558 件
	10. 12～13	台風 19 号			2	9									12	倒木 229 件

※かけ崩れ発生10件以上、又は人的被害・家屋被害のあったものを記載

第 2 被害想定

1 地震被害想定

本項では、県が平成27年（2015年）3月に発表した「神奈川県地震被害想定調査」に基づき、本市における地震及び津波被害の想定を掲載しています。

(1) 想定地震

本市は、大正12年（1923年）の関東大震災（大正関東地震）によって、強烈な揺れや火災、津波等により、特に沿岸地域では壊滅的な被害が発生しました。相模湾沿岸地域では、このような相模トラフを震源とする巨大地震の発生とそれに伴う被害の発生が懸念されます。

国の地震調査研究推進本部の「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）」（平成26年（2014年）4月25日）によると、相模トラフ沿いのM8クラスの地震発生確率は低く、180～590年の周期をもって発生するとされています。反面、プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震の発生確率は、今後30年以内に70%程度と高く、そのうえ、県内には「三浦半島活断層群」が分布しており、南関東における地震の発生とそれに伴う鎌倉市域の被害が懸念されます。

県の地震被害想定調査に基づき本市で想定している地震は次のとおりです。

計 画 編	総 則 編
	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
第 4 編 復旧・復興対策	

表 想定地震

(平成27年(2015年)3月発表)

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点※	
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度 6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%)	①・②	
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6弱	30年以内 6~11%	①・③	
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同ク ラスの地震が5回発生)	①・③	
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	①・②・③	
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	①・②	
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0%~5% (2百年から4百年の発生間 隔)	③	
(参考地震)	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年の発生間 隔)	④
	相模トラフ沿いの 最大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年あるいは それ以上の発生間隔)	④
	慶長型地震	8.5	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④
(参考地震)	明応型地震	8.4	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④
	元禄型関東地震と 国府津-松田断層 帯の連動地震	8.3	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④

※選定の視点

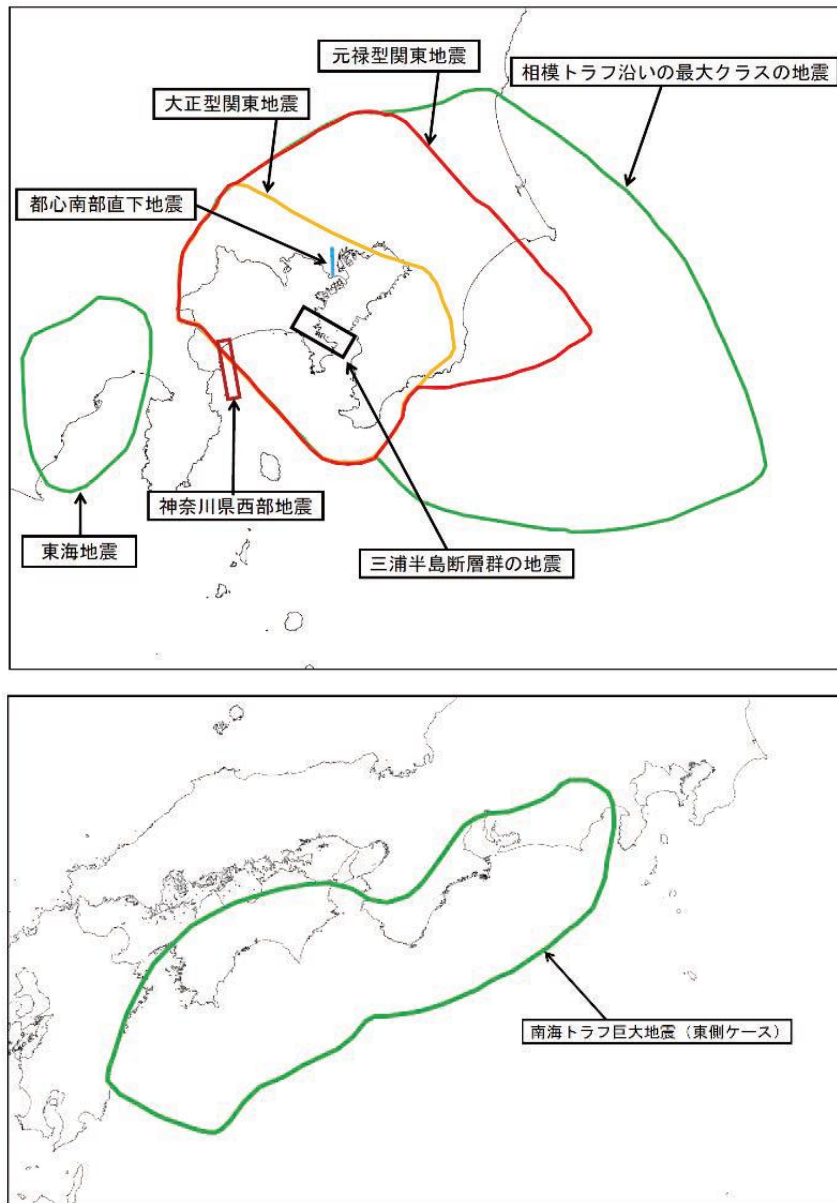
- ①地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ②法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ③地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④発生確率は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

※発生確率については「地震調査研究推進本部」(文部科学省:平成27年(2015年)1月14日現在)、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書」(内閣府:平成25年(2013年)12月)等による評価。

資料:「神奈川県地震被害想定調査報告書」(平成27年(2015年)3月)

総則編
 第1編 地震・津波災害対策
 第2編 風水害対策
 第3編 その他の災害対策
 第4編 復旧・復興対策

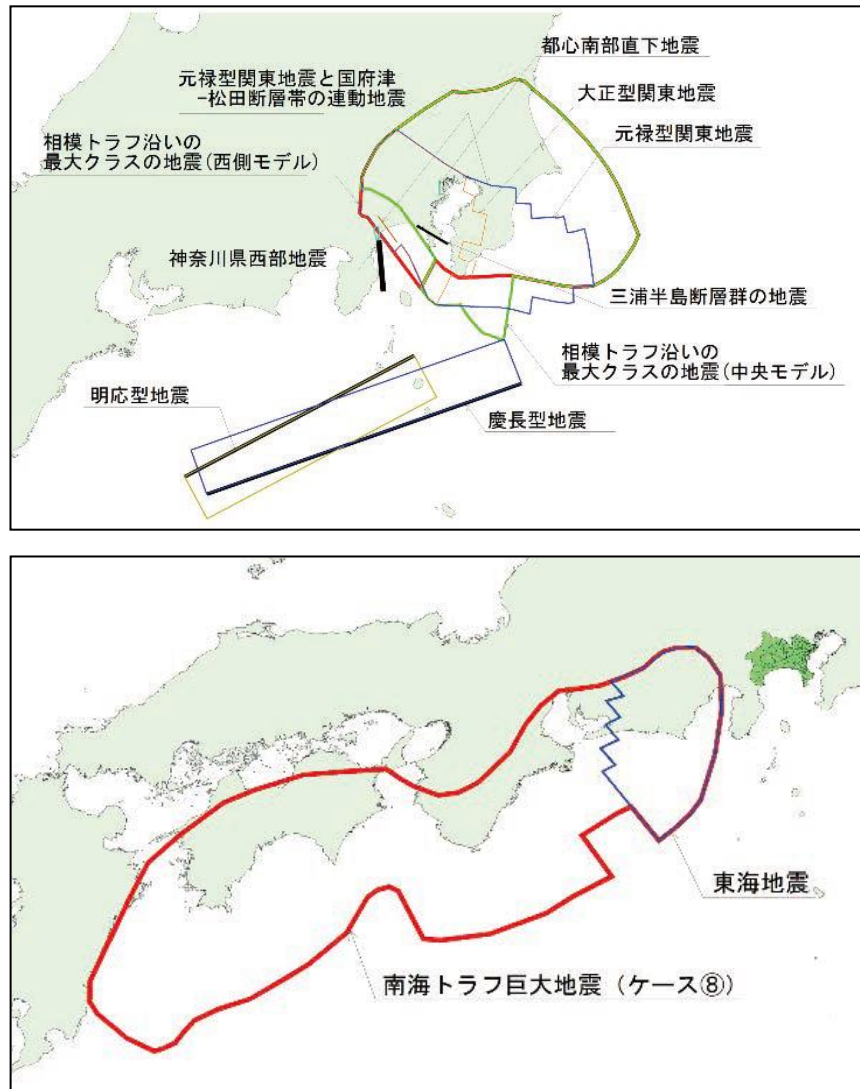
図 想定地震の震源断層モデル（震源断層域）



資料：「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成27年（2015年）3月）

総則編	
第1編	地震・津波災害対策
第2編	風水害対策
第3編	その他の災害対策
第4編	復旧・復興対策

図 想定地震の津波断層モデル図



資料：「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成27年（2015年）3月）

総則編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計画編	第3編
	その他の災害対策
第4編	
復旧・復興対策	

(2) 想定される被害の概要

県の地震被害想定調査の結果（平成27年（2015年）3月）から市内の被害を抜粋し、次に示します。

なお、本市における地震被害想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成27年（2015年）3月）に示された「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「神奈川県西部地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」のほか、参考地震として挙げられている「元禄型関東地震」、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」、「慶長型地震（津波被害想定のみ）」「明応型地震（津波被害想定のみ）」、「元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（津波被害想定のみ）」です。

ア 想定地震

「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「神奈川県西部地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」、「元禄型関東地震」、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」、「慶長型地震（津波被害想定のみ）」「明応型地震（津波被害想定のみ）」、「元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（津波被害想定のみ）」

イ 想定条件

(ア) 季節：冬

(イ) 日：平日

(ウ) 発生時刻：18時

(エ) 風速・風向：近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均

ただし、津波による人的被害の想定にあたっては、津波から避難する際に条件が厳しい平日深夜（午前0時）発災を条件としています。

県の地震被害想定調査では、このほか冬5時、夏12時についても想定しています。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

表 鎌倉市における地震被害想定

		想定地震						参考地震					
		都心南 部直下 地震	三浦半 島断層 群の地 震	神奈川 県西部 地震	東海 地震	南海ト ラフ巨 大地震	大正型 関東地 震	元禄型 関東地 震	相模トラ フ沿いの 最大クラ スの地震	津波による被害のみ想定			
										慶長型 地震	明応型 地震	元禄型 関東地 震と国 府津一 松田断 層帯の 連動地 震	
モーメントマグニチュード (Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5	8.7	8.5	8.4	8.3	
本市における最大震度		6 弱	6 強	5 弱	5 強	5 強	7	7	7	—	—	—	
建物被害	全壊棟数 (棟)	720	1,080	70	1,840	3,250	13,400	15,000	19,160	4,470	4,220	2,770	
	半壊棟数 (棟)	4,740	6,050	200	1,680	1,520	12,880	13,320	12,100	2,260	2,380	2,130	
火災被害	出火件数 (件)	*	*	0	0	0	60	60	90	—	—	—	
	焼失棟数 (棟)	520	20	0	0	0	7,850	7,850	10,990	—	—	—	
死傷者数	死者数 (人)	30	50	110	460	800	2,530	8,550	13,930	1,070	1,030	5,200	
	重傷者数 (人)	40	50	*	*	*	370	380	510	*	*	20	
	中等傷者数 (人)	400	480	10	20	10	2,510	2,520	3,310	10	20	100	
	軽傷者数 (人)	610	740	10	10	20	2,800	2,810	3,520	10	20	100	
避難者数	1 日目～3 日目 (人)	9,310	13,290	840	10,610	14,210	97,280	100,940	116,630	—	—	—	
	4 日目～1 週間後 (人)	9,310	10,790	840	10,610	14,210	97,280	100,940	116,630	—	—	—	
	1 か月後 (人)	9,310	10,790	480	7,520	11,300	77,660	81,430	99,990	—	—	—	
要配慮者※1	避難者	高齢者数 (人)	1,270	1,820	110	1,450	1,940	13,300	13,810	15,950	—	—	—
		要介護者数 (人)	370	530	30	430	570	3,890	4,040	4,670	—	—	—
断水 人口	要配慮者※1	高齢者数 (人)	0	1,060	0	0	0	18,250	18,250	20,880	—	—	—
		要介護者数 (人)	0	310	0	0	0	5,340	5,340	6,110	—	—	—
家屋 被害	要配慮者※1	高齢者数 (人)	2,100	2,520	110	1,360	1,860	12,320	13,130	15,740	—	—	—
		要介護者数 (人)	610	740	30	400	540	3,610	3,840	4,610	—	—	—
帰宅 困難者	要配慮者※1	直後 (人)	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	—	—	—
		1 日後 (人)	0	0	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	—	—	—
		2 日後 (人)	0	0	0	0	0	11,810	11,810	11,810	—	—	—
自力脱出困難者 (要救出者) (人)		70	90	0	0	0	2,140	2,140	3,500	—	—	—	
ライフライン	上水道	断水人口 (直後) (人)	16,030	29,680	0	0	*	133,430	133,430	152,680	—	—	—
	下水道	機能支障人口 (人) ※2	6,250	6,260	1,240	1,250	1,280	18,170	18,170	29,550	—	—	—
	都市ガス	供給停止件数 (戸) ※3	0	0	0	0	0	65,960	65,960	65,960	—	—	—
	LP ガス	供給支障数 (戸)	160	160	0	0	0	210	210	340	—	—	—
	電力	停電軒数 (軒)	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	125,950	—	—	—
通信	不通回線数 (回線)	64,430	64,510	64,360	66,420	68,010	65,700	66,000	66,740	—	—	—	
エレベーター停止台数 (台)		210	210	*	*	*	210	210	220	—	—	—	
災害廃棄物量 (万トン)		32	37	2	35	57	340	367	464	—	—	—	
従来の定義 の負傷者数	重傷者数	190	240	*	10	10	1,760	1,760	2,410	10	10	70	
	軽傷者数	850	1,040	20	30	30	3,930	3,940	4,930	20	20	140	

注) * : わずか (計算上 0.5 以上 10 未満) / — : 想定値なし (津波による被害のみ想定のため)。各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

- ※1 要配慮者のうち、高齢者は 75 歳以上を、要介護者は要介護 3 以上を対象としている。
- ※2 地震や津波により下水道処理場や汚水中継ポンプ場が機能停止し、鎌倉処理区域内全域の使用が困難となる場合、機能支障人口 68,890 人が想定される。
- ※3 都市ガスの供給停止件数 (戸) は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数である。被害がないと確認された地域では、速やかにガスの供給を再開する。

資料：神奈川県地震被害想定調査報告書 (平成 27 年 (2015 年) 3 月)

2 想定津波

神奈川県では、国の新たな知見を取り入れ、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される、9つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、平成27年(2015年)2月に本県の沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による「津波浸水予測図」を公表しました。これらの津波浸水予測図を基に、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた津波浸水想定図を作成し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定」を設定しました。

また、最大クラスの津波(相模トラフ沿いの海溝型地震(西側/中央)、元禄関東地震、元禄関東地震+国府津-松田断層帯の連動地震、慶長型地震)とその他の4つの地震(西相模灘地震、大正関東地震、明応型地震、神奈川県西部地震)についても、見直しの対象とし、平成27年(2015年)3月に公表しています。

なお、南海トラフ地震による津波については、内閣府の調査によると、本市の最大津波高さは、10mとなっています。

(1) 鎌倉市における津波予測

最大クラスの津波とその他の4つの地震及び南海トラフ地震における最大津波高さ及び最大津波到達時間を示します。特に、「相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)」が発生した場合に、最大14.5mの津波が10分で到達すると予測されています。

表 各地震における最大津波高さ及び最大津波到達時間

	相模トラフ沿いの海溝型地震			
	(西側)		(中央)	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	13.0	14	11.4	26
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	14.5	10	12.6	26
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	12.2	13	9.0	25
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	8.4	10	8.0	25

	元禄関東地震		元禄関東地震+国府津-松田断層帯の連動地震		慶長型地震	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	7.9	12	7.7	8	10.2	77
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	9.2	10	9.0	10	8.4	53
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	9.2	9	9.1	9	8.7	52
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	7.6	9	7.5	9	8.2	51

	西相模灘地震		大正関東地震	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	1.8	37	6.5	8
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	1.5	14	7.2	9
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	1.4	30	6.5	9
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	1.4	80	5.9	10

	明応型地震		神奈川県西部地震	
	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)	最大津波高さ (T.P.m)	最大津波 到達時間 (分)
鎌倉海岸 (由比ガ浜地区)	10.3	56	4.4	14
鎌倉海岸 (七里ガ浜地区)	9.3	55	4.5	14
腰越漁港海岸 (小動岬東側地区)	7.3	51	4.4	13
腰越漁港海岸 (小動岬西側地区)	7.6	52	2.6	32

南海トラフ地震	
最大津波高さ (T.P.m)	最速津波到達時間 (1m) (分)
10	34

資料：神奈川県津波浸水想定図（平成 27 年（2015 年）3 月）

※南海トラフ巨大地震の最大津波高さは、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（内閣府）における都道府県別市町村別最大津波高一覧表

(2) 海岸部における津波被害に対する留意点

鎌倉市の海岸部における津波被害と、避難に際しての留意点は次のとおりです。

○腰越

神戸川沿いは海抜が低く、河川遡上等に伴う浸水が想定されることから、神戸川から離れた高台や、腰越小学校等の高い場所への避難が必要となります。高台避難の際、民地を通過した避難時間短縮の可能性も検討します。

○鎌倉高校前

国道134号が高い位置にあり、住宅はそれよりも高い場所に立地していますが、国道や江ノ島電鉄等が浸水被害を受ける可能性があります。

○七里ガ浜

行合川沿いは海抜が低く、すりばち状の小さな谷となっている七里ガ浜一丁目は浸水被害が懸念されます。谷奥の高い場所にある七里ガ浜小学校を目指すか、谷の両側に位置する地形の高まりを目指した避難が原則となります。

総 則 編
第 1 編 地震・津波災害対策
第 2 編 風水害対策
第 3 編 その他の災害対策
第 4 編 復旧・復興対策

国道134号の位置が高いものの、国道沿いには住家や飲食店等の店舗があり、津波浸水のおそれがあります。ただし、全体的には高い場所に多くの住家が分布していることから、津波の浸水域は比較的狭い地域です。

○稲村ガ崎

国道134号は高い位置にあるものの、津波浸水のおそれがあります。また、極楽寺川等の小河川の遡上により、稲村ガ崎一丁目から極楽寺三丁目にかけて谷底部の浸水が懸念されます。江ノ島電鉄の線路より内陸側が一時的な避難場所の目安となります。

○坂ノ下

南関東地震では、第1波の到達が早く、北西の高台を目指した避難が基本的な考え方となり10分以内の避難が目標となります。

○長谷・由比ガ浜

稲瀬川の河川遡上等による浸水の影響が想定されます。御成中学校、鎌倉文学館、長谷寺、高德院へ向かう避難が基本的な考え方となります。ただし、この地域には路地が多いため、最短で避難できるルートの検討も必要です。

○材木座

国道134号の下に6箇所、国道の内陸側から海へ抜けるトンネルがあり、津波による陸上遡上が想定されます。南東若しくは東方の高台を目指した避難が基本的な考え方となります。民地を通過した避難時間短縮の可能性も検討します。

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

3 風水害の想定

(1) 想定する風水害

本計画が対象とする風水害は、本市の自然的条件、社会的条件及び過去において発生した災害の態様を勘案し、次のように想定します。

- ア 台風による河川の氾濫、これまでに経験したことのないような局地的な豪雨、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
- イ 前線活動等に伴う短時間に集中して降る大雨による河川の氾濫、内水による浸水及び家屋の倒壊、流出等
- ウ 台風の通過等に伴う高潮の発生及び河川への逆流に伴う浸水及び家屋の倒壊、流出等
- エ 大規模な竜巻、突風による家屋の全壊等
- オ その他異常な自然現象による、がけ崩れ、土地隆起、沈下等による家屋の倒壊等

表 雨の強さと降り方

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			傘は全く役に立たなくなる	道路が川のようなになる
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険		
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、更に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

資料：気象庁ホームページ（平成29年（2017年）9月）

表 風の強さと吹き方

風の強い (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその 時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木の 様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間 風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	~50km	一般道路の自動車	風に向かって歩 きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ 始める。 電線が揺れ始め る。	道路の吹流しの 角度が水平にな り、高速運転中 では横風に流さ れる感覚を受け る。	樋(とい)が揺れ 始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	~70km		風に向かって歩 けなくなり、転倒 する人も出る。 高所での作業は 極めて危険。	電線が鳴り始め る。 看板やトタン板 が外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される 感覚が大きくな る。	屋根瓦・屋根葺材 がはがれるもの がある。 雨戸やシャッター が揺れる。	
非常に 強い風	20 以上 25 未満	~90km	高速道路の自動車	何かにつかまっ ていないと立っ ていられない。 飛来物によって 負傷するおそれ がある。	細い木の幹が折 れたり、根の張っ ていない木が倒 れ始める。 看板が落下・飛散 する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運 転するのが困難 になる。	屋根瓦・屋根葺材 が飛散するもの がある。 固定されていない プレハブ小屋が 移動、転倒す る。 ビニールハウスの フィルム(被覆材) が広範囲に破 れる。	30
	25 以上 30 未満	~110km					固定の不十分な 金属屋根の葺材 がめくれる。 養生の不十分な 仮設足場が崩落 する。	
猛烈な 風	30 以上 35 未満	~125km	特急電車	屋外での行動は 極めて危険。	多くの樹木が倒 れる。 電柱や街灯で倒 れるものがある。 ブロック壁で倒 壊するものがある。	走行中のトラッ クが横転する。	外装材が広範囲 にわたって飛散 し、下地材が露出 するものがある。	40
	35 以上 40 未満	~140km					住家で倒壊する ものがある。 鉄骨構造物で変 形するものがある。	
	40 以上	140km~						

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、更に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点に御注意ください。

1. 風速は地形や周りの建物等に影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまったりする場合があります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現等実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

資料：気象庁ホームページ（平成25年（2013年）3月）

計 画 編	総則編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

(2) 洪水浸水想定

県では、水防法第14条の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、洪水浸水想定区域図を作成しています。

市は、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに、「鎌倉市洪水ハザードマップ」を策定しています。

なお、ハザードマップに示した区域以外にも、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水することがあります。

また、大雨により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流氾濫区域等においても土砂災害の危険性が高まることが想定され、市では県が指定した「土砂災害（特別）警戒区域」を基に、土砂災害ハザードマップを作成しています。大雨により、これらの危険箇所等においても土砂災害の危険性が高まることが想定されます。

(3) 内水浸水想定

市では、中小河川・水路等の排水能力を超えて浸水した状況を示す「鎌倉市内水ハザードマップ」を作成しています。この内水ハザードマップは、主要な河川に合流する中小河川・水路や下水道が1時間最大雨量78.5mm（平成16年（2004年）10月9日の降雨と同規模）により、雨水の排水能力を超えた場合に予測される浸水区域を示しています。

(4) 高潮浸水想定

市では、台風や発達した低気圧の接近により潮位が高くなる高潮による浸水した状況を示す「鎌倉市高潮ハザードマップ」を作成しています。

この高潮ハザードマップは、国内観測史上、最も大きな台風が、沿岸に最悪の被害を与える経路で襲来した場合の最大となる浸水区域を示したものです。

4 その他の災害の想定

本計画において取り扱うその他の災害の概要と本市での被害想定は、次のとおりです。

表 その他の災害とその概要

項目	災害の概要
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 箱根山、富士山における溶岩流、噴石、降灰・火山灰、火砕流等の火山災害事象。 富士山の大規模な噴火が発生した場合、市の一部で10～30cmの降灰の堆積が想定されています。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> 大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立等の災害。 本市でも大雪等が発生した場合、ライフラインの麻痺や市民の日常生活に影響が発生する可能性があります。
放射性物質 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所（市外）や放射性物質取扱事業所等における放射性物質災害。 本市には放射性物質取扱事業所が立地しており、そこで事故等が発生する可能性があります。

総 則 編
 第1編 地震・津波災害対策
 第2編 風水害対策
 計 画 編
 第3編 その他の災害対策
 第4編 復旧・復興対策

第3 鎌倉市の防災上の課題

1 減災に向けた取組の推進

(1) 災害ぜい弱性の高まりへの対応

東日本大震災では、これまでの想定を大きく上回る巨大な地震・津波が襲来し、甚大な被害が生じました。電気・ガス・水道に加え、道路や交通・輸送網、携帯電話やインターネット等の情報通信網等のライフラインが寸断され、その広範な被害は、災害対策初動期の救援・救護活動の混乱等をはじめ、今なお、被災地域の生活、産業活動に大きな影響を与えています。

こうした社会や生活を支えるネットワーク系施設への依存度の高まりに加え、少子高齢化の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化等、社会環境の面でも地域における災害ぜい弱性の拡大と深刻化が懸念されています。自助、共助意識の浸透を図り、平常時から地域のつながりを築いていくことが大切です。

(2) 防災まちづくりの推進

私たちが映像や報道で東日本大震災や令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）等を見聞きしたように、自然の猛威はすさまじいものがありました。同時に、自然災害の発生とそれによる被害を防ぐことの難しさも知りました。

災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるなら、たとえ被災したとしても、人命が失われることなく、被害を最小化する「減災」という考え方から、災害に強いしなやかなまちづくりを進める必要があります。

また、大規模な災害においては、防災施設整備等のハード面からの防災対応に限界があります。自らの命と生活を守ることができるように、地域力と市民力を皆で高める防災教育等のソフト面での対応が重要です。

自助・共助・公助の視点でソフト・ハード両面から総合的な災害対策を講じ、安全・安心なまちづくりを進めていくことが求められています。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策の展開

(1) 被災者等への的確な情報伝達

大規模災害の発生時において、様々な環境や状況のもとにある市民等に対して、適時・的確な情報を迅速かつ確実に伝えることは極めて重要です。流言飛語等による混乱を防ぎ、災害対策実施の現場や災害対策の中核のみならず、不安定な心理状態にある被災者等を安全・安心な状態に導くためにも、正確な情報を適時・的確に届ける方法を用意しておく必要があります。

(2) 広域応援体制の整備

広域で甚大な災害が発生した場合には、災害応急対策全般にわたる広域応援が求められます。災害の規模や被災地のニーズに応じた応援が円滑に行われるよう、応援先・受援先の決定、相互応援に関する協定の締結等、事前に具体的・現実的な対策を想定した対応を定めておくことが必要となります。

(3) 二次災害の防止

東日本大震災における津波によって、臨海部の石油・LPGタンクの火災や係留船舶の火災等が発生しました。阪神淡路大震災においても、倒壊を免れていたビルが時間を経て倒壊した例がありました。

また、余震や降雨等による水害・土砂災害、余震による建造物の倒壊、地盤沈下による浸水、有害物質の漏えい・飛散等、大規模災害では、二次災害が引き起こされる可能性があり、施設の点検、応急措置、環境モニタリング等が必要になります。

3 市の特性を踏まえた防災対策の推進

(1) 歴史・文化都市の特性への対応

中世由来の都市としての背景と基盤を持つ鎌倉市においては、多くの歴史文化資源や豊かな歴史文化的環境を、いかに災害から守るかということが大きな課題となっています。

可搬性のある歴史文化資源については、堅固な収蔵庫等への一時保管や安全な場所への移動が考えられますが、土地に固定された建造物や歴史文化的環境については、耐震性の強化や防火対策等に加えて、可能な防災対策について検討を進めることが必要です。

(2) 地形特性を踏まえた防災都市づくり

本市は、山や海等豊かな自然景観に恵まれた都市である一方で、ひとたびの自然災害で大きな被害を受ける可能性があります。

急傾斜の斜面では落石、土砂災害の危険があり、木造住宅が密集する市街地では、建物の倒壊や火災に見舞われるリスクがあります。

また、海岸部では津波の到達に注意を要するほか、海拔の低い扇状地のため、津波が川を遡上して氾濫被害が拡大するリスクもあります。

このように本市は、自然災害については、地震、津波、浸水害、土砂災害等多種多様の災害発生の可能性を有しています。

こうした本市の災害特性を踏まえ、災害リスクを正しく認識するとともに、被災時の被害を軽減するための効果的な災害予防及び応急復旧対策を講じることにより、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 自助・共助による効果的な取組

自助・共助を進めるためには、これらを支えたり促したりする仕組みが必要であり、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での備蓄等、自助を促すための取組や自主防災組織、NGO、NPO、各種法人、ボランティアの支援等の共助を促すための取組を進める必要があります。

計 画 編	第1編	地震・津波災害対策
	第2編	風水害対策
	第3編	その他の災害対策
	第4編	復旧・復興対策

第4節 計画の推進主体とその役割

第1 計画の進め方

1 防災力の向上に向けた取組及び連携

(1) 防災の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることが重要です。

(2) 各主体相互の協調

地域の防災力を向上させるためには、市民、企業、市、その他関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。また、国や県の支援も重要です。

(3) 対策の総合的な展開

この計画は、長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、更に復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。

(4) 防災に関する諸対策の推進

防災に関する諸対策の推進にあたっては、市民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市の役割が大きいことから、市は、これらの取組が円滑に進むよう、国及び県との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災性の向上に努めます。

(5) 災害発生時における地域の連携

災害発生時には、市民、地域の主体的な取組と市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害発生時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、要配慮者等の救助、避難所における自発的行動など、自主防災組織、消防団、企業、ボランティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。

(6) 災害発生時における広域的な連携

この計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要です。市は、広域的な応援を受けることが必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により、国、県、他市町村等に対して協力・支援を求めます。

(7) 関係機関との連携・調整

この計画は、いずれの場面においても関係者の主体的な取組と連携が必要です。そこで、平常時においては市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県や関係機関と連携を図りながら、災害対策本部において市域における応急活動対策の調整を行います。

2 男女共同参画・共生社会の推進

この計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、男女双方や要配慮者、共生社会等の視点に配慮して進めることが重要です。

市は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点や性別、年齢、障害の有無、文化等の違いに関係なく、全ての市民等の安全確保を目的として、計画の推進に努めます。

3 市の業務継続体制の確保

市は、「地震災害時業務継続計画（BCP）」の実効性を高めるため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し等を行います。

第 2 関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するにあたって、市、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市その他の関係機関の防災活動に協力します。

第3 市民及び企業等の責務

1 市民

- (1) 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォン・携帯電話用の充電器、モバイルバッテリー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を防災対策の実施や災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 過去に起こった大規模地震等の災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。
- (6) 平常時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努めます。

また、災害の危険が高まった場合には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、市等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取るよう努めます。

2 企業

- (1) 平常時から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

- (3) 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、市民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

3 ボランティア

- (1) 災害救援のため活動するボランティアは、平常時から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害救援のため活動するボランティアは、災害時の活動の際には、食料、飲料水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなどできる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア相互で連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。

第4 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市は、地震による災害の発生を防止し、又は軽減し、市民の生命、身体及び財産の保全のため処理すべき事務の大綱を次のとおり定めます。また、国、県及び各関係機関が処理すべき業務は、おおむね次のとおりです。

関係機関名	事務・業務
(1) 鎌倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災組織の整備及び育成指導 ・ 防災組織の普及及び教育 ・ 災害教訓の伝承に関する啓発 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災施設の整備 ・ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ・ 消防活動その他の応急措置 ・ 避難対策 ・ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 ・ 被災者に対する救助及び救護の実施 ・ 保健衛生 ・ 文教対策 ・ 被災施設の復旧 ・ その他の災害応急対策 ・ その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

関係機関名		事務・業務	
(2) 神奈川県	横須賀三浦地域県政総合センター 藤沢土木事務所 企業庁鎌倉水道営業所 鎌倉保健福祉事務所 鎌倉警察署 大船警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の整備 ・市町村及び関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ・防災知識の普及及び教育 ・災害教訓の伝承に関する啓発 ・防災訓練の実施 ・防災施設の整備 ・防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ・地震に関する情報の収集、伝達及び広報 ・緊急輸送の確保 ・交通規制、その他社会秩序の維持 ・保健衛生 ・文教対策 ・市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 ・災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整 ・被災施設の復旧 ・その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 	
	(3) 指定地方行政機関	関東財務局横浜財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供 ・災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 ・民間金融機関による非常金融措置の実施要請等 ・地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 ・主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
		横浜地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 ・災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援 ・災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し ・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 ・電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供 	

計 画 編	総則編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

計 画 編	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
	第 4 編 復旧・復興対策

	関係機関名	事務・業務
(3) 指定地方行政機関	関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上必要な教育及び訓練 ・水防に関する施設及び設備の整備 ・災害危険区域の選定 ・災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 ・災害に関する情報の収集及び広報 ・水防活動の助言 ・災害時における交通確保 ・災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施 ・災害復旧工事の施工 ・再度災害防止工事の施工 ・港湾施設及び海岸保全施設等の整備 ・港湾施設、海岸保全施設等に係る応急対策及び復旧対策の指導、協力 ・港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策
	海上保安庁第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震災害対策訓練等の実施 ・関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ・港湾の状況等の調査研究 ・船艇、航空機等による警報等の伝達 ・船艇、航空機等を活用した情報収集 ・活動体制の確立 ・船艇、航空機等による海難救助等 ・船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送 ・被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 ・要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ・排出油等の防除等 ・避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 ・警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 ・海上における治安の維持 ・危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 ・海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 ・災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
	関東農政局神奈川県拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること ・応急用食糧等の支援に関すること ・食品の需給・価格動向等に関すること

	関係機関名	事務・業務
(4) 指定公共機関	東日本旅客鉄道(株)鎌倉駅	・鉄道、軌道施設の整備、保全
	" 北鎌倉駅	・災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
	" 大船駅	・災害時の応急輸送対策
		・鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社	・電力供給施設の整備及び点検
		・災害時における電力供給の確保
		・被災施設の調査及び復旧
	東京ガスネットワーク(株)	・ガス供給施設の耐震設備
		・災害時における都市ガス供給の確保
	・ガス供給施設の被害調査及び復旧	
東日本電信電話(株)神奈川事業部	・電気通信施設の整備及び点検	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション(株)	・電気通信の特別取扱	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店	・電気通信施設の被害調査及び災害復旧	
KDDI(株)	・電気通信施設の整備及び保全	
ソフトバンク(株)	・災害時における電気通信の疎通	
楽天モバイル(株)		
日本赤十字社神奈川県支部	・医療救護	
	・こころのケア	
	・救援物資の備蓄及び配分	
	・血液製剤の供給	
	・義援金の受付及び配分	
	・その他災害救護に必要な業務	
日本郵便(株)鎌倉郵便局	・災害時における郵便物の送達の確保	
" 大船郵便局	・救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除	
	・被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除	
	・被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除	
	・為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱	
	・被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資	
日本通運(株)藤沢支店	・災害対策用物資の輸送確保	
	・災害時の応急輸送対策	
佐川急便(株)神奈川支店	・物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送	
ヤマト運輸(株)湘南主管支店	・配送時における被災者の物資ニーズの収集	
西濃運輸(株)茅ヶ崎支店	・荷役作業に必要な人員及び機材の提供	

総則編	
計	第1編 地震・津波災害対策
画	第2編 風水害対策
編	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

計 画 編	総 則 編
	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
	第 4 編 復旧・復興対策

関係機関名		事務・業務
(5) 指定地方公共機関等	江ノ島電鉄(株)鉄道部鎌倉駅 湘南モノレール(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、軌道施設の整備、保全 ・災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ・災害時の応急輸送対策 ・鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	江ノ島電鉄(株)自動車部鎌倉営業所 京浜急行バス(株)鎌倉営業所 神奈川中央交通(株)藤沢営業所 (一社)神奈川県トラック協会湘南 地区支部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の人員輸送の確保 ・災害時の応急輸送対策 ・災害対策用物資の輸送確保
	鎌倉市医師会 鎌倉市歯科医師会 鎌倉市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の提供及び医療・救護活動等の実施 ・救護活動に必要な医薬品及び医薬器材の確保
	(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 鎌倉エフエム放送(株) (株)ジェイコム湘南・神奈川	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報、警報等の放送の周知 ・緊急地震速報の迅速な伝達 ・災害状況及び災害対策に関する放送 ・放送施設の保安
(6) その他	陸上自衛隊東部方面混成団 海上自衛隊横須賀地方総監部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係資料の基礎調査 ・自衛隊災害派遣計画の作成 ・県及び市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 ・人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧 ・民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去 ・災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
	鎌倉商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 ・救助用物資、復旧資財の確保についての協力
	病院等医療施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ・災害時における入院患者等の保護及び誘導 ・災害時における病人等の受入れ及び保護 ・災害時における被災負傷者の治療及び助産
	社会福祉施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施 ・災害時における入所者の保護及び誘導
	学校法人	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ・災害時における応急教育対策計画の確立と実施

第 1 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、各防災機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたる投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、国や県の財政措置を活用し、防災対策の第一線の機関として、市は防災力の一層の向上を図ります。

第 2 計画の点検と管理

地域防災計画は、災害対策基本法第42条第 1 項の規定に基づき、毎年点検を行います。必要があると認めるときは、災害対策基本法第16条及び鎌倉市防災会議条例に基づき設置される鎌倉市防災会議において、修正します。

計 画 編	第 1 編 地震・津波災害対策
	第 2 編 風水害対策
	第 3 編 その他の災害対策
	第 4 編 復旧・復興対策